

事務連絡
令和元年8月22日

(別記) 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長
高齢者支援課長
振興課長
老人保健課長

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行に伴う対応について
(周知依頼)

日頃より厚生労働行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号。以下「給付金法」という。)については、令和元年10月1日から施行されます。

給付金法の施行に伴い、老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者のうち、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下である等の要件を満たす方は、年金生活者支援給付金(以下「給付金」という。)の支給対象となります。

給付金法に基づき支給される給付金を受給するためには、日本年金機構(以下「機構」という。)等から送付される請求書の提出が必要です。

ご自宅や介護保険施設等で介護保険サービス等を利用している方の中には、給付金の支給要件を満たしている方(以下「給付金対象者」という。)が多く含まれると考えられますが、給付金を受給するためには、日本年金機構等から送付する請求書を提出いただく必要があります。

このため、給付金の請求手続き等に関して、給付金対象者等に対する必要な助言等の協力を行っていただくよう、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行に伴う対応について」(令和元年8月22日付け老推発0822第1号・老高発0822第1号・老振発0822第1号・老老発0822第3号・年管管発0822第6号。厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課・年金局事業金管理課連名通知)を別紙の通り、各都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長宛てに発出し、その周知を図っているところです。

つきましては、別紙の内容について御了知いただくとともに、貴会会員の関係者へ周知いただきますようお願いいたします。

(ご協力の例:ご自宅や介護保険施設等で介護保険サービス等を利用している給付金対象者に給付金請求書等が送付された場合には、お手元へ届けていただ

くとともに、対象者等から助言等を求められた場合に、給付金を受け取るためには請求書の内容を十分に確認し請求書を返送していただく必要があることや、不明点については「給付金専用ダイヤル」や「ねんきんダイヤル」へ相談可能であることをお伝えいただく等)

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

日本介護医療院協会

公益社団法人 日本看護協会

公益財団法人 日本訪問看護財団

一般社団法人 全国訪問看護事業協会

一般社団法人 全国デイ・ケア協会

一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会

一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会

一般社団法人 日本言語聴覚士協会

一般社団法人 日本作業療法士協会

公益社団法人 日本理学療法士協会